

東北北海道整備局 分収造林契約 新規契約箇所一覧(平成27年度)

整理番号	分収造林契約地の所在市町村	契約面積 (ha)	選定基準※注1	重点化基準※注2	B/C※注3	備考(重点化基準の具体的内容)
1	北海道虻田郡留寿都村	70	ウ	②	2.01	(黒田浄水所)
2	北海道虻田郡洞爺湖町	30	ア	②	1.99	(内浦湾)
3	北海道野付郡別海町	55	ウ	②	2.41	(風蓮湖)
4	青森県三戸郡新郷村	56	イ	①	1.63	(馬淵川流域)
5	青森県十和田市	22	イ	①	1.67	(奥入瀬川～五戸川流域)
6	青森県十和田市	10	イ	①	2.10	(奥入瀬川～五戸川流域)
7	岩手県遠野市	9	ア	①	1.79	(北上川流域)
8	岩手県下閉伊郡岩泉町	12	イ	②	1.35	(中里簡易水道・小本簡易水道)
9	岩手県岩手郡葛巻町	22	イ	①	1.34	(馬淵川流域)
10	岩手県岩手郡岩手町	30	ア	①	1.37	(北上川流域)
11	岩手県大船渡市	7	ア	②	1.69	(大船渡市上水道)
12	岩手県宮古市	27	イ	②	1.27	(陸中川井堰堤・宮古市(新里簡易水道)水道)
13	宮城県栗原市	5	ア	①	1.77	(北上川流域)
14	宮城県栗原市	7	ア	①	1.59	(北上川流域)
15	宮城県栗原市	1	ア	①	1.59	(北上川流域)
16	宮城県栗原市	6	ア	①②	1.59	(①北上川流域②花山ダム)
17	宮城県栗原市	12	ア	①	1.77	(北上川流域)
18	宮城県栗原市	11	ア	①②	1.59	(①北上川流域②小田ダム)
19	宮城県栗原市	6	ア	①②	1.59	(①北上川流域②小田ダム)
20	宮城県栗原市	2	ア	①②	1.59	(①北上川流域②小田ダム)
21	宮城県登米市	8	ア	①	1.57	(北上川流域)
22	宮城県仙台市	13	ア	①②	2.22	(①名取川流域②福岡浄水場)
23	宮城県登米市	5	ア	①	1.57	(北上川流域)
24	宮城県登米市	11	ア	①	1.57	(北上川流域)
25	宮城県登米市	10	ア	①	1.57	(北上川流域)
26	秋田県山本郡八峰町	15	ウ	①	1.72	(米代川流域)
27	秋田県湯沢市	10	ウ	①②	1.63	(①雄物川流域②宇留院内地区の農業施設)
28	秋田県鹿角市	4	ウ	①②	2.57	(①米代川流域②小手沢地区農業利水施設)
29	秋田県鹿角市	16	ウ	①②	2.57	(①米代川流域②小手沢地区農業利水施設)

注1 選定基準は次のとおり。

ア：無立木地 イ：散生地 ウ：粗悪林相地

注2 重点化基準は次のとおり。備考欄に重点化基準の具体的内容を記載。

①：2以上の都府県にわたる流域または1級水系を含む流域

②：ダム、簡易水道を含む水道施設等の上流等

注3 「B/C」：便益(B)を費用(C)で除算した値。林野公共事業の採択基準は、B/C≧1.00。